

市民活動推進条例の位置付けについて

H17.6.13 市民生活課

静岡市が構築している「富士山型法体系」で「自治基本条例」「市民参画基本条例」に連なる条例

静岡市自治基本条例

趣 旨	時 期	内 容
自治の理念や基本的な制度や権利を定める条例。「自治体の憲法」ともいわれる。	H17.4.1 施行	「まちづくりの基本理念」「市民の権利及び義務」「市政運営の基本原則」「市議会の役割及び責務」「市の執行機関の役割及び責務」「住民投票」「静岡市市民自治推進審議会」

(仮称) 静岡市市民参画条例

政策決定、実施、評価に市民が参加する際の理念やルールを定める条例。	H17,18 の 2 カ年で策定予定	(例示)「基本理念」「付属機関等の委員」「パブリックコメント」「市民の声制度」「市民ワークショップ」「タウンミーティング」「市民満足度調査」「住民投票(手続き)」など
-----------------------------------	--------------------	---

(仮称)静岡市市民活動推進条例

NPOとの協働の推進および支援の基本的考え方や推進方策を定める条例。		(例示)「基本理念」「責務・役割」「協働推進施策」「NPO支援施策」「審議会の設置など
------------------------------------	--	---

市民活動と行政の協働のための基本指針

NPOとの協働の推進および支援の基本的考え方と具体的な推進施策を定める指針。	H16.3 策定	「基本理念」「協働の必要性」「協働推進施策」「市民活動発展施策」ほか、協働やNPOを理解するためのコラムなど
--	----------	--

協働事業推進マニュアル

NPOとの協働に関する具体的な手続きの進め方やノウハウ、情報をまとめたマニュアル。	H17.3 策定	「協働事業の検討手順」「各種手法やノウハウ」「資料集」など
---	----------	-------------------------------